平成２９年（フ）第１２９号
福島市西中央３丁目22番地の５、(旧住所)福島県伊達市柳内39番地１　フラン・ブリーズＡ202
債務者　増田　広美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１３６号
富山県射水市塚越1339番地２
債務者　村上かおる
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１４２号
富山県高岡市江尻1266番地６　江尻ハイツＧ号
債務者　川口　光世
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１号
石川県羽咋郡宝達志水町柳瀬ヘ55番地
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第３２６号
山梨県甲斐市大下条48番地　井野松住宅Ｂ号室
債務者　小池真智子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３３号
山梨県甲府市小松町411番地１
債務者　杉本　かよ（旧姓大町）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
長野県松本市大字島立520番地１
債務者　松田　妙美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３５５号
岐阜県各務原市川島渡町605番地
債務者　野田　弥生
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５２０号
兵庫県高砂市梅井４丁目20番10号
債務者　松本　美香
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５２５号
兵庫県加古川市野口町古大内123番地　エコハウス華園208号
債務者　藤原　康典
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３０号
兵庫県姫路市書写1173番地１オークタウンＡ202
債務者　中濱　　隆
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３１号
兵庫県姫路市書写1173番地１オークタウンＡ202
債務者　中濱　順子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５４４号
兵庫県加古川市野口町長砂1116番地の10
債務者　北本　美絵
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５５１号
兵庫県姫路市花田町加納原田588番地23
債務者　日端　順子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３７８号
奈良市西大寺南町２番24号　村田マンション201号
債務者　中西　由香
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１０６号
鳥取県米子市八幡473番地６
債務者　百谷智賀子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１４４号
鳥取県米子市祇園町２丁目20番地１　Ｂ号、前住所鳥取県米子市上後藤８丁目５番12号205号
債務者　原　　輝江
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部